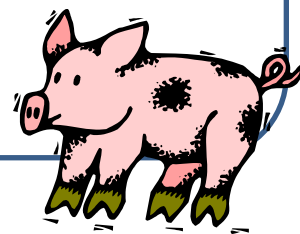


欧州諸国ではアフリカ豚コレラの発生が拡大しています！

アフリカ豚コレラとは・・・

豚コレラに症状が似ている豚やいのししの急性伝染病。今まで国内での発生はないが監視伝染病の法定伝染病に指定されている。本病は汚染した熱処理不足の畜産物やその加工品を介しても伝播し、近年の清浄国への侵入経路として、感染豚の血や肉や含む厨芥の輸入とそれらの熱処理を経ずに豚へ給餌したことが疑われている。



生産者の皆様には下記の点に注意し、飼養衛生管理基準の尚一層の遵守徹底をお願いします！！

◎発生国への渡航は可能な限りを自粛する

やむをえず渡航する場合は、

1. 家畜飼養施設には立ち入らない。
2. 肉製品等は持ち帰らない。
3. 帰国したら空海港の動物検疫所に立ち寄る。

帰国後は、

1. 帰国後1週間は家畜飼養施設には立ち入らない。
2. 海外で使用した衣服や靴を持ち込まない。



◎自己農場への侵入防止対策

人・車両の出入時の消毒の徹底、農場敷地や畜舎の消毒の徹底。畜産物を含む食品残さは、給与前に加熱等の適切な処理を実施。

又、ロシアにおいては本年2月に口蹄疫の発生が確認されています。異常豚を発見した時は、すぐに管理獣医師又は家畜保健衛生所に連絡ください。

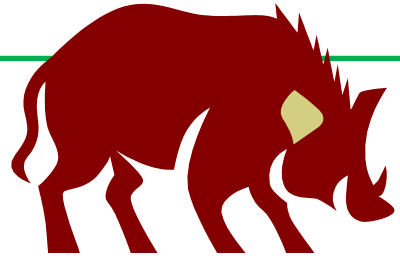
豚への感染経路

- ・感染豚、イノシシとの接触
- ・汚染厨芥の給餌
- ・感染豚由来の肉、血粉等の給餌
- ・汚染した人、物を介した接触
- ・感染ダニの吸血

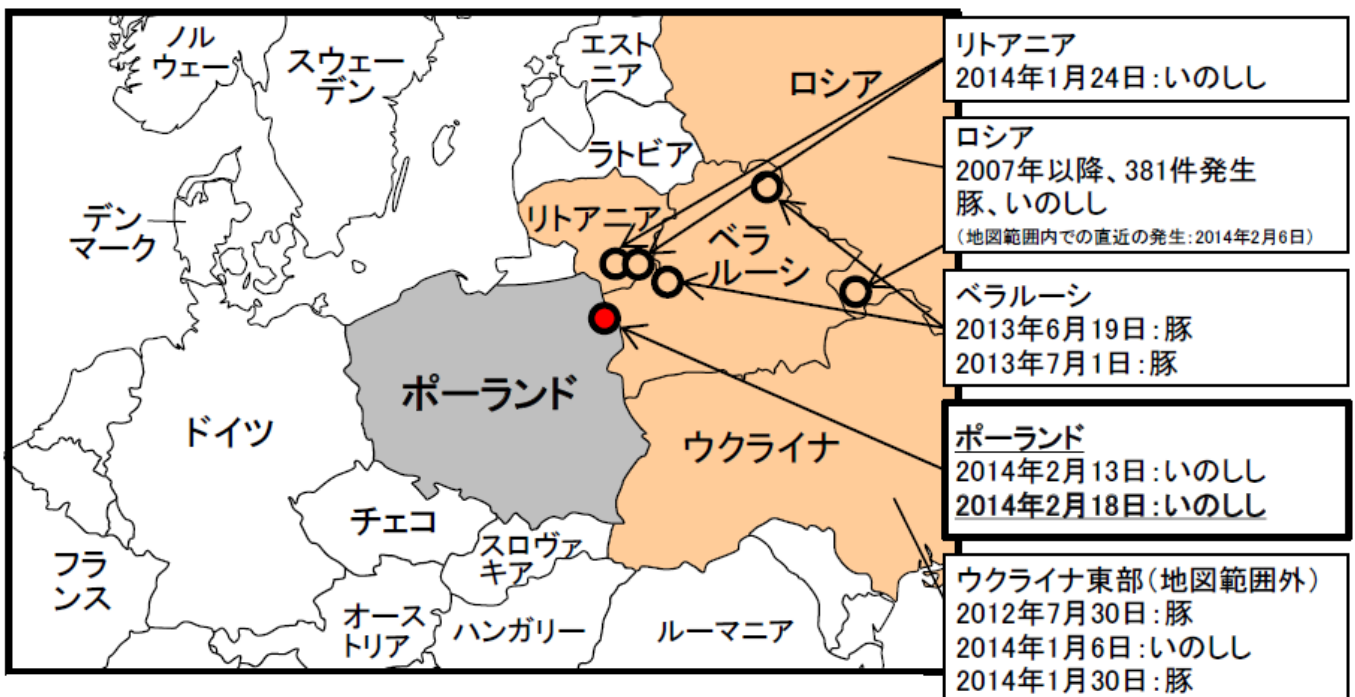


これまでの清浄国への侵入経路

- ・汚染厨芥(豚肉)による残飯養豚(スペインなど)
- ・汚染豚肉および生ハムの輸入(ポルトガルなど)
- ・感染した野生動物(野豚、イノシシ)の移動と農場への侵入(ロシアなど)



中・東欧での発生状況



※ 日付は発生日又は検体回収日に基づく

2014年2月25日現在